

## 鴨川条例の取組について

## ■ 規制の徹底

## (1) 巡視頻度等

バーベキューの巡視	:	4月 ~ 10月	平日、土日
打ち上げ花火等の巡視	:	7月 ~ 9月	平日、土日
放置自転車の撤去	:	月2回実施	
鴨川環境保全区域の巡視	:	月1回	
鴨川納涼床の巡視	:	設置時に巡視、以降撤去まで随時巡視	

## (2) 指導状況

平成20年4月の全面施行後の指導状況は以下のとおりです。

	バーベキュー (件)				自動車 バイク 乗入 (台)	打ち上 げ花火 等 (件)	放置自転車等 (台)	
	禁 止 区 域			禁 止 区 域 外			移動台数	返還台数
	出 町	柵 野	小 計					
20年4月 ~21年3月	13	78	91	170	1,372	127	1,536	705
21年4月 ~22年2月	8	34	42	127	1,129	146	832	455
合 計	21	112	133	297	2,501	273	2,368	1,160

打ち上げ花火等の指導が増加しており、巡回指導の継続的实施が必要

このほか、「落書き」は、2年で96件発生し、悪質な5件について被害届の提出。1件検挙

## &lt;参考&gt;

適正な利用のための取組 (ホームレス退去指導 (21年4月~22年2月))

- ①一斉退去指導 : 3回 (①6月16日、②10月7日、③12月8日)
- ②退去された数 : 8名
- ③撤去小屋等 : 18件
- ④12/8時点の人数 : 82名が起居
- ⑤巡回指導 : 平日毎日